

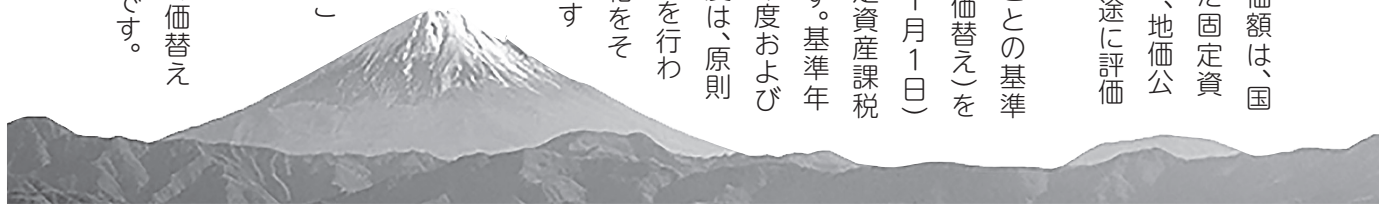
標準宅地評価額 を公表します



定資産評価額は、国で示された固定資産評価基準を基に、地価公示価格の7割を目途に評価しています。

評価額は3年ごとの基準年度に見直し(評価替え)を行い、賦課期日(1月1日)現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。基準年度の翌年の第2年度および翌々年の第3年度は、原則として新たな評価を行わず基準年度の価格をそのまま据え置きますが、地価の下落などで価格を据え置くことが適当でない場合には、価格の修正を行うことができません。

※令和6年度は評価替えの年(基準年度)です。



→問合せ 税務課 ☎274-8546

田富地区

公開地点の所在	用途区分	価格(円/m)
2101 田富北保育園北西側付近	住宅地区	25,400
2102 リバーサイド第二分館(中央公民館)北西側付近	住宅地区	25,800
2103 山之神公民館東側付近	住宅地区	23,200
2104 J A山梨みらい小井川経済センター西側付近	住宅地区	24,000
2105 中央市役所本館東300m付近	住宅地区	25,100
2106 宮北公民館付近	住宅地区	27,000
2107 神田団地付近	住宅地区	24,600
2108 布施法星院西側付近	住宅地区	24,300
2109 県道甲府市川三郷線田富東ランプ交差点西100m付近	住宅地区	27,500
2110 田富小学校北東100m付近	住宅地区	24,900
2111 西花輪蓮性寺北側付近	住宅地区	24,900
2112 臼井阿原海雲院南100m付近	住宅地区	25,500
2113 新町第二公民館付近	住宅地区	25,400
2114 田富中学校南側付近	住宅地区	26,300
2115 新町第一公民館東側付近	住宅地区	24,900
2116 中央市商工会東側付近	住宅地区	27,700
2117 西花輪第二公民館北側付近	住宅地区	22,800
2118 西花輪第一公民館北200m付近	住宅地区	23,100
2119 山梨県消防学校北側付近	住宅地区	19,600
2120 東花輪第一・第三公民館西側付近	住宅地区	24,500
2121 東花輪貴盛院西側付近	住宅地区	23,800
2122 南甲府警察署花輪連絡所東側付近	住宅地区	22,600
2123 山王公民館西側付近	住宅地区	21,900
2124 東花輪諏訪神社北側付近	住宅地区	24,300
2125 東花輪大聖院北側付近	住宅地区	24,000
2126 J R身延線第3権次踏切東100m付近	住宅地区	21,900
2127 県営東花輪団地東側付近	住宅地区	21,000
2129 DCM田富店北側付近	住宅地区	24,900
2130 田富北小学校北側付近	住宅地区	25,600
2201 J A山梨みらい田富支店付近	併用住宅地区	28,000
2202 県営山王団地西側付近	併用住宅地区	26,400

公開地点の所在	用途区分	価格(円/m)
2203 東花輪諏訪神社東側付近	併用住宅地区	28,200
2204 妙泉寺付近	併用住宅地区	28,600
2205 神田団地入口西側付近	併用住宅地区	28,300
2206 宮北団地西側付近	併用住宅地区	31,400
2207 旧県道甲斐・中央線沿線 昭和町境付近	併用住宅地区	30,400
2208 鍛冶新居第一公園南100m付近	併用住宅地区	30,000
2209 大田和公民館西側付近	併用住宅地区	20,000
2210 桃林橋南詰南西側付近	併用住宅地区	14,800
2301 西花輪交差点北側付近	商業地区	31,000
2302 県道韮崎・南アルプス・中央線沿線西花輪銀座付近	商業地区	30,500
2303 西花輪交差点東100m付近	商業地区	29,800
2304 田富総合会館北側付近	商業地区	29,000
2305 旧小井川警察官駐在所付近	商業地区	30,600
2306 流通センター北交差点南側付近	商業地区	33,800
2307 田富流通団地郵便局北100m付近	商業地区	32,900
2501 浅原橋東詰付近	大工場地区	11,600
2502 南甲府警察署花輪連絡所東側付近	中小工場地区	13,000
2504 布施法星院東側付近	中小工場地区	11,900
2505 宮北団地西側付近	中小工場地区	13,400
2601 鍛冶新居公民館付近	村落地区	19,800
2602 中央市役所本館西側付近	村落地区	19,100
2603 臼井阿原公民館東側付近	村落地区	20,100
2605 田富南小学校西側付近	村落地区	15,400
2606 田富杉の子児童館東側付近	村落地区	15,600
2607 田富第二保育園付近	村落地区	13,700
2608 今福海禅寺付近	村落地区	12,300
2609 藤巻公民館付近	村落地区	12,900
2610 大田和公民館南東100m付近	村落地区	13,100
2611 桃林橋南詰市川三郷町境付近	村落地区	11,300
2701 田富流通団地郵便局南150m付近	中小工場地区	14,700



玉穂地区

	公開地点の所在	用途区分	価格(円/m)
1001	さくら公園南側付近	住宅地区	34,500
1002	若宮二号公園付近	住宅地区	35,900
1003	長栄寺西側付近	住宅地区	30,800
1004	藤巻電化サービス付近	併用住宅地区	35,000
1005	イツツモア交差点付近	併用住宅地区	43,100
1006	工房グリーン付近	住宅地区	28,200
1007	相ノ田公園東側付近	住宅地区	28,300
1008	新城地区中央通り付近	住宅地区	28,400
1009	中央道側道付近	住宅地区	32,300
1010	甲府中央右左口線付近	住宅地区	31,000
1011	T H K 寮北側付近	住宅地区	26,800
1012	レジデンス田島付近	住宅地区	27,500
1013	西新居公会堂西100m付近	住宅地区	26,800
1014	住吉神社西新居公会堂北側付近	住宅地区	26,300
1015	林照院付近	住宅地区	27,500
1016	上成島自治会公会堂北西側付近	住宅地区	25,900
1017	龍徳寺付近	住宅地区	26,300
1018	国母工業団地国母公園南側付近	大工場地区	12,800
1019	国母工業団地交差点北西側付近	中小工場地区	15,600
1020	ローソン国母工業団地南店付近	商業地区	32,400
1021	中央道北側付近	住宅地区	24,500
1022	御崎神社西側付近	住宅地区	25,500
1023	若宮八幡神社西側付近	住宅地区	25,300
1024	玉穂西部児童館西250m付近	住宅地区	25,500
1025	J R 東花輪駅北側付近	住宅地区	26,900
1026	サントノーレ東花輪付近	住宅地区	25,500
1027	J R 東花輪駅東側付近	中小工場地区	14,500
1028	一町畑自治会公会堂西側付近	住宅地区	23,700

	公開地点の所在	用途区分	価格(円/m)
1029	旧甲府カシオ計算機(株)付近	住宅地区	28,200
1030	タマ生化学(株)付近	住宅地区	24,400
1031	(株)デイリーはやしや付近	大工場地区	11,200
1032	若宮北交差点北側付近	村落地区	22,300
1033	玉穂ふるさとふれあい広場西側付近	村落地区	18,500
1034	三村小学校付近	併用住宅地区	32,600
1035	正行寺付近	村落地区	18,400
1036	J R 小井川駅西側付近	村落地区	23,300
1037	町之田団地付近	村落地区	15,900
1038	長林寺付近	村落地区	16,100
1039	瀧泉寺付近	村落地区	18,000
1040	高橋地区公会堂南東側付近	村落地区	17,300
1041	常光寺付近	村落地区	16,400
1042	コニカミノルタ(株)甲府事業所付近	中小工場地区	10,200
1043	ビジネスパーク付近	中小工場地区	12,200
1044	タマパック(株)付近	住宅地区	27,600
1045	中央市役所玉穂支所付近	住宅地区	27,200
1046	山梨中央銀行医大前支店北側付近	住宅地区	30,000
1047	玉穂総合会館付近	住宅地区	27,900
1048	山梨大学医学部附属病院付近	併用住宅地区	20,400
1049	イオンタウン山梨中央付近	商業地区	39,200
1050	イオンタウン山梨中央東200m付近	併用住宅地区	33,100
1051	山梨大学医学部グラウンド西側付近	住宅地区	31,800
1052	下河東2号公園東側付近	住宅地区	31,800
1053	三村小学校西 北側付近	住宅地区	31,800
1054	山梨大学成島教職員宿舍東100m付近	住宅地区	31,800
1055	成島交番北側付近	併用住宅地区	35,300
1056	山梨中央ロジパーク付近	大工場地区	14,000

豊富地区

	公開地点の所在	用途区分	価格(円/m)
3001	山梨県食品工業団地	大工場地区	10,400
3002	高部公民館付近	村落地区	10,300
3003	角川公民館付近	村落地区	10,800
3004	ローソン山梨豊富店付近	商業地区	22,500
3005	国道140号線豊積橋南交差点北側付近	村落地区	9,590
3006	豊積橋南交差点南側県道甲府中央右左口線沿い	村落地区	15,000
3007	浅利公会堂付近	村落地区	10,000
3008	市川三郷町大塚との境	村落地区	6,400
3009	大森川旭橋北側付近	村落地区	8,540
3010	市の沢地区	村落地区	6,960
3011	山宮公民館付近	村落地区	8,190
3012	久保橋西側付近	村落地区	9,870
3013	龍光院付近	村落地区	8,960
3014	川東橋東側付近	村落地区	9,520
3015	水上公民館付近	村落地区	8,540
3016	上手公民館付近	村落地区	8,190
3017	法乗寺南側付近	村落地区	7,420

	公開地点の所在	用途区分	価格(円/m)
3018	慈蓮院付近	村落地区	7,140
3019	関原公民館付近	村落地区	8,820
3020	ヴィレッジ香番館付近	村落地区	10,400
3021	向井木原公民館付近	村落地区	9,870
3022	久保団地北西側付近	村落地区	10,100
3023	豊富郵便局付近	村落地区	12,000
3024	J A ふえふき豊富共選所西側付近	村落地区	11,700
3025	県道甲府中央右左口線(旧広域農道)沿い	村落地区	10,700
3026	三星院南側付近	村落地区	8,540
3027	延命寺北側付近	村落地区	8,960
3028	宇山公民館付近	村落地区	8,190
3029	新道公民館付近	村落地区	7,770
3030	ヴィレッジ式番館付近	村落地区	10,000
3031	県道甲府中央右左口線南西シルクライン沿い	村落地区	10,400
3032	法乗寺北側付近	村落地区	9,660
3033	神明住宅付近	住宅地区	14,200
3034	DCM(株)付近	中小工場地区	15,700

令和6年度 個人住民税の 定額減税について

→問合せ 税務課 ☎274-8546

賃 金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和5年12月22日に閣議決定された税制改正大綱で、令和6年度分の個人住民税の定額減税が実施されることになりました。

定額減税対象者

令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が **1,805万円以下**の納税者
(注1、注2参照)

注1 給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下。

注2 23歳未満の扶養親族、または特別障がい者を有する者などの所得金額調整控除の適用を受ける場合は、給与収入2,015万円以下。

※個人住民税が非課税の人、個人住民税均等割のみの課税の人は、対象外です。

定額減税額 (特別控除額)

納税者本人の特別控除の額は、**次の金額の合計額**です。

- ・納税者本人 **1万円**
- ・控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者除く) **1人につき1万円**

※合計額が個人住民税の所得割を超える場合は、所得割の額が限度です。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者【納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合の配偶者(合計所得金額48万円以下)】は、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除します。

※所得税(国税)の定額減税(対象者1人につき3万円)は、市では事務を行っていません。詳細は国税庁HP「定額減税特設サイト」をご確認ください。



特別控除の実施方法

6月に送付される納税通知書をご確認ください。

給与から住民税が徴収される人(特別徴収)

6月分の徴収はせず、特別控除後の税額を7月～令和7年5月分の11か月に分けて徴収します。

普通徴収(納付書や口座振替等)の人

第1期分(6月)の税額から定額減税を行い、控除しきれない場合は第2期分(8月)以降の税額から順次控除します。

公的年金から住民税が差し引かれる人(年金特徴)

10月分の公的年金から特別徴収(年金天引き)される税額から定額減税を行い、控除しきれない場合は、12月分以降の税額から順次控除します。4月、6月、8月分は例年どおり、前年度の公的年金などにかかる所得に応じた定額減税前の税額の6分の1に相当する額が差し引かれます。

年金特徴が初年度の人

6月末と8月末の2回は普通徴収ですので、定額減税については普通徴収の方法で控除を行い、普通徴収で控除しきれない場合は、10月分以降の公的年金から特別徴収(年金天引き)される税額から順次控除します。

ご注意ください

※定額減税の対象とならない人は通常通りの徴収方法です。

※定額減税の特別控除は、全ての税額控除の額を控除した後の所得割に適用します。

※公的年金などに係る所得に係る仮特別徴収税額(令和7年4月～8月徴収分)の算定基礎となる令和6年度所得割額は、定額減税前の所得割額です。

※定額減税可能額が所得割額を上回る人は、調整給付金が支給されます。

※調整給付金の対象となる人には、市から通知(発送時期未定)します。

令和6年度から

森林環境税(国税)の 課税が始まります

→問合せ 税務課 ☎274—8546

温 室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和

6年度から森林環境税が課税されます。

この税収は、私有林人工林面積、林業就業者数および人口を基準に按分され、全額が森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与されます。

徴収税額・徴収方法

1 人あたり年額1,000円が課税され、個人住民税(県民税・市民税)の均等割と併せて市が徴収します。

※平成26年度から東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する事業の財源として、個人住民税の均等割に復興税として年額1,000円が加算されていましたが、この臨時措置は令和5年度で終了しました。

旧	令和5年度まで	
	県民税(均等割)	2,000円 ※復興税500円、山梨県森林環境税500円を含む
5,500円	市民税(均等割)	3,500円 ※復興税500円を含む

新	令和6年度から	
	森林環境税(国税)	1,000円
	県民税(均等割)	1,500円 ※山梨県森林環境税500円を含む
5,500円	市民税(均等割)	3,000円

森林環境税が課税されない人

- ▶ 賦課期日(1月1日)現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- ▶ 障がい者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当する人で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ▶ 前年の合計所得金額が次のいずれかの金額以下の人
 - 扶養親族がない場合
38万円(給与収入で93万円)
 - 扶養親族がいる場合
28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+16.8万円

※森林環境税が非課税になる基準は、個人住民税の均等割が非課税になる基準と同じです。